Ｉ００４　歯髄切断（１歯につき）
　１　生活歯髄切断　230点
　２　失活歯髄切断　70点
　注１　永久歯の歯根完成期以前及び乳歯の歯髄につき、１の生活歯髄切断を行った場合は、所定点数に40点を加算する。
　　２　歯髄保護処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｉ００５　抜髄（１歯につき）
　１　単根管　220点
　２　２根管　406点
　３　３根管以上　570点
　注１　区分番号Ｉ００１の１に掲げる歯髄温存療法を行った日から起算して３月以内の期間に当該処置を行った場合は、その区分に従い、70点、256点又は420点を算定する。
　　２　区分番号Ｉ００１の２に掲げる直接歯髄保護処置を行った日から起算して１月以内に当該処置を行った場合は、その区分に従い、100点、286点又は450点を算定する。
　　３　麻酔及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｉ００６　感染根管処置（１歯につき）
　１　単根管　130点
　２　２根管　276点
　３　３根管以上　410点
　注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｉ００７　根管貼薬処置（１歯１回につき）
　１　単根管　20点
　２　２根管　22点
　３　３根管以上　30点
　注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｉ００８　根管充填（１歯につき）
　１　単根管　68点
　２　２根管　90点
　３　３根管以上　110点
　注１　加圧根管充填を行った場合は、単根管、２根管又は３根管以上の所定点数に、118点、140点又は164点をそれぞれ加算する。ただし、区分番号Ｍ０００－２に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料に係る地方厚生局長等への届出を行った保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、この限りでない。
　　２　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
（外科後処置）
Ｉ００９　外科後処置
　１　口腔内外科後処置（１口腔１回につき）　22点
　２　口腔外外科後処置（１回につき）　22点
Ｉ００９－２　創傷処置
　１　100平方センチメートル未満　45点
　２　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　55点
　３　500平方センチメートル以上　85点
　注　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

（歯周組織の処置）
Ｉ０１０　歯周疾患処置（１口腔１回につき）　10点
　注　特定薬剤を用いて行った場合に算定する。
Ｉ０１１　歯周基本治療
　１　スケーリング（３分の１顎につき）　64点
　２　スケーリング・ルートプレーニング（１歯につき）
　　イ　前歯　58点
　　ロ　小臼歯　62点
　　ハ　大臼歯　68点
　３　歯周ポケット掻爬（盲嚢掻爬）（１歯につき）
　　イ　前歯　58点
　　ロ　小臼歯　62点
　　ハ　大臼歯　68点
　注１　１については、同時に３分の１顎を超えて行った場合は、３分の１顎を増すごとに、所定点数に38点を加算する。
　　２　同一部位に２回以上同一の区分に係る歯周基本治療を行った場合、２回目以降の費用は、所定点数（１については、注１の加算を含む。）の100分の50に相当する点数により算定する。
　　３　区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療を開始した日以降は、算定できない。
　　４　麻酔及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
　　５　区分番号Ｄ００２の３に掲げる混合歯列期歯周組織検査に基づく歯周基本治療については、１により算定する。
Ｉ０１１－２　歯周病安定期治療（１口腔につき）　300点
　注１　一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整及び機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病安定期治療」という。）を開始した場合は、１口腔につき月１回に限り算定する。
　　２　２回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合は、この限りでない。
　　３　歯周病安定期治療を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病安定期治療に係る費用は算定しない。
　　４　歯周病安定期治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の30に相当する点数により算定する。
Ｉ０１１－３　歯周基本治療処置（１口腔につき）　10点
　注１　区分番号Ｉ０１１に掲げる歯周基本治療を行った部位に対して、薬剤等により歯周疾患の処置（区分番号Ｉ０１０に掲げる歯周疾患処置を除く。）を行った場合に、月１回に限り算定する。